

介護サービス事業所運営指導結果について

居宅介護支援
介護予防支援

【運営基準減算について】 居宅介護支援

1. サービス提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、文書を交付して説明し、署名を得る必要がある規定を遵守していなかった。
2. 居宅サービス計画の変更に当たって、サービス担当者会議を開催していなかった。
3. モニタリング結果を記録していなかった。

運営基準は最低限遵守しなければならない規定となっています。担当ケアマネジャーが体調不良等に対応できない場合は、他のケアマネジャーが対応する等、管理者を中心として、事業所全体で遵守する必要があります。

★運営基準減算について（要確認）

老企第36号第3[居宅介護支援]の6

(1)

- ① 前6月間において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護等がそれぞれ位置づけられた居宅サービスの数が占める割合
- ② 前6月において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等を提供する同一法人の占める割合
- ③ 「利用者は複数の事業者を紹介すること」
「事業所の選定理由の説明」
を求めることができることをあらかじめ文書を交付して説明する。

→サービス提供の開始に際し、あらかじめ①から③について文書を交付して説明を行っていない場合

※令和6年4月から①、②は努力義務。

★運営基準減算について（要確認）

老企第36号第3の6

(2)居宅サービス計画の新規作成及びその変更

- ① アセスメント時に利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない場合
- ② サービス担当者会議を開催していない場合
- ③ 居宅サービス計画について、利用者及びその家族に説明し、利用者から同意を得た上で、利用者及び担当者に居宅サービス計画を交付していない場合

★運営基準減算について（要確認）

老企第36号第3の6

(3)サービス担当者会議を行っていない場合

- ① 居宅サービス計画を新規に作成した場合
- ② 要介護更新認定を受けた場合
- ③ 要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

(4)モニタリングについて

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない場合
- ② モニタリングの結果を記録していない場合

★運営基準減算について（要確認）

運営基準減算は1月目は50%減算、2月日以降は100%減算となる。
運営基準減算がある月は、初回加算（該当者のみ）が算定できません。

また、当該規定は最低限遵守しなければならない事項であることから、運営指導での指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものです。

【課題分析の実施】 居宅介護支援

心身の状況等の情報収集・整理のみにとどまっているほか、未記載部分が多い。

各アセスメント方式で散見される事例

- 全社協（居宅サービス計画ガイドライン）方式
ケアアセスメント及び総括アセスメント部分が未記載
- インターライ（MDS－HC）方式
「CAP検討用紙」が活用されていない
- 独自・その他の方式
情報収集のみにとどまっており、課題検討部分がない

課題整理総括表は、ニーズの把握過程の可視化を目的として作成するものであり、作成は必須ではありません（独自・その他のアセスメント方式でまとめ・補足として活用可）。

【課題分析の実施】 居宅介護支援

アセスメント項目（標準23項目）が一部改正されました。

介護保険最新情報.Vol1178（令和5年10月16日）

「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について、通知されました。

独自様式によりアセスメントを実施している場合、本通知を基にアセスメント項目の変更が必要となります。

【支援経過の項目について】 居宅介護支援・介護予防支援
実施場所、被面接者等が確認できない。

支援経過の項目には、アセスメント、ケアプラン交付、モニタリング等と記載し、どこで実施したか（自宅・病院等）、誰と面接したか（利用者・家族等）、誰に交付したか（利用者・家族・サービス提供事業所・医師等）が把握できるように記載してください。

【軽微な変更について】 居宅介護支援・介護予防支援

担当者への照会を行っていない。

ケアプランの同意を得ているが、アセスメントを実施していない。

利用者の希望による軽微な変更（サービス提供日時の変更等）と判断した場合、サービス担当者会議の開催等は必須ではないが、担当者への照会により意見を求める必要があります。

介護保険最新情報.Vol1959の「軽微な変更」の項目は、あくまで例示であり、「軽微な変更」ではなく、アセスメント、原案作成、サービス担当者会議、プランの説明・同意・交付の一連のプロセスが必要な場合は、全てのプロセスを実施してください。

指摘頻度：高

【居宅サービス計画原案の作成】 居宅介護支援

頻度が必要性が不明瞭な「必要時」「随時」と記載されている。

| 生活全般の解決すべき課題(ニーズ) | 目標 | | | | 援助内容 | | | | | |
|-------------------|------|------|------|------|--------|----|--------|----|----|----|
| | 長期目標 | (期間) | 短期目標 | (期間) | サービス内容 | ※1 | サービス種別 | ※2 | 頻度 | 期間 |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

「頻度」について

「サービス内容」に掲げたサービスを、どの程度の「頻度」
(一定期間内での回数、実施曜日等)」で実施するかを明らかに
する必要があります。

「サービス種別」、「頻度」及び「期間」は給付管理に直結しており、「頻度」を明らかにすることによって、居宅サービス計画の内容を、利用者及びその家族、各種サービス担当者間で定期的に合意・確認することに役立つのみならず、支給限度額内外において如何に効果的にサービスを組み合わせるかを考える要点が明らかになります。

居宅介護支援・介護予防支援共通

1. 福祉用具貸与・特定福祉用具販売を位置付ける場合は、必要な理由がケアプランに記載されていない。
2. 医療系サービス（※）を位置付けているが、主治の医師へケアプランを交付していない。

※医療系サービス

訪問リハビリテーション、訪問看護、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護

【退院・退所加算（カンファレンスの実施あり）】

診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表の退院時共同指導料 2 の注 3 の要件を満たしていない。

退院・退所加算におけるカンファレンス（病院又は診療所）では、(1)在宅療養を担当する医療機関の医師又は看護師、(2)保険医である歯科医師等、(3)保険薬局の薬剤師、(4)訪問看護ステーションの看護師等、(5)介護支援専門員又は相談支援専門員のうち、(1)から(5)までの3者以上と共同して指導を行う要件を満たす必要があります。

＜根拠＞ 老企第36号 第3の13(3)①

【入院時情報連携加算】

利用者が入院するに当たって、入院先の医療機関に対して必要な情報を提供した記録がなかった。

入院時に情報提供を行った日時、場所、内容、提供手段等について記録すること。

〈根拠〉老企第36号 第3の12

根拠法令等

条例（八戸市例規集及び八戸市介護保険課ホームページに掲載）

- ・ 八戸市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
- ・ 八戸市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

解釈通知（介護報酬の解釈②指定基準編）

- ・ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（老企第22号）
- ・ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（老振第0331003号、老老第0331016号）

標準様式通知（介護報酬の解釈③Q A・法令編）

- ・ 介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について（老企第29号）
- ・ 介護予防支援業務に係る関連様式について（老振第0331009号）

介護報酬告示（介護報酬の解釈①単位数表編）

- ・ 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（厚告第20号）
- ・ 指定居宅介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（厚告第129号）

留意事項通知（介護報酬の解釈①単位数表編）

- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老企第36号）
- ・ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老老発第0317001号、老振発第0317001号、老老発第0317001号：別紙1）